

平成21年8月25日

各市町等教育委員会教育長 様

三重県教育委員会事務局
生徒指導・健康教育室長

学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスについて（依頼）
このことについて、別添（写）のとおり、県健康福祉部長から依頼がありました。
つきましては、下記の留意事項を参考に、各学校から当該教育委員会及び学校の所在地を管轄する保健福祉事務所・保健所（以下、保健所）並びに学校医への報告について協力をお願いします。

記

1 送付文書

- (1) 新型インフルエンザに係るサーベイランスについて（写）
- (2) 各種報告様式等（別紙1～6）
- (3) 新型インフルエンザクラスターサーベイランス報告の流れ

2 報告方法及び提出先

- (1) 臨時休業があった場合 ※別紙1にて当該教育委員会及び保健所に報告
このことについては、平成21年6月12日付け「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」にて依頼済み。
- (2) 出席停止があった場合 ※別紙3にて当該教育委員会及び保健所に報告
このことについては、平成21年8月19日付け「学校における出席停止及び臨時休業の報告について」にて依頼済み。
- (3) インフルエンザ様症状で欠席している者（インフルエンザでの出席停止を含む）が1クラスに2名以上いる場合
※別紙4にて当該教育委員会及び保健所、並びに学校医へ11：30までに報告
（インフルエンザでの出席停止についてはB型と診断されたものは除くこと）
※報告以降に新たに確認できた情報が報告人数と大きく異なる場合は、報告用紙に再記入し報告すること。

3 報告期間

- (1) 臨時休業報告（別紙1）
通年実施
- (2) 出席停止報告（別紙3）
通年実施
- (3) クラスターサーベイランス報告（別紙4）
依頼日から終了の連絡がある日まで（季節性インフルエンザの流行期まで。終了が決定し次第連絡します。）

4 その他

- ・ 該当者がいない場合は、報告の必要はありません。
- ・ サーベイランス様式への記入に際しては、記入例を参考にしてください。
- ・ インフルエンザクラスターサーベイランスは、原則、学級単位で欠席状態を把握していただくものです。夏季休業中については、部活動等での欠席状況で気になることがある場合に報告をしてください。
- ・ インフルエンザクラスターサーベイランスは、速やかに学校での欠席状況を保健所に報告することで、集団感染を防ぐことを目的としています。
- ・ 貴教育委員会で取りまとめ後に保健所に報告する場合は、保健所と相談の上、報告時間等の打ち合わせを行ってください

事務担当 生徒指導・健康教育室

学校安全・健康教育グループ 櫻井 香

TEL：059-224-2969 FAX：059-224-3023

E-mail：seikenko@pref.mie.jp